

第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の23第1項

【提出先】

関東財務局長



【氏名又は名称】(3)

弁護士 道下 崇

【住所又は本店所在地】(3)

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

【報告義務発生日】(4)

平成18年8月2日

【提出日】

平成18年8月2日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】(5)

その他

第1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	機動建設工業株式会社
会社コード	1774
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	大阪府大阪市福島区福島4丁目6番31号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	シーエルエスエー・サンライズ・ワン・リミテッド (CLSA Sunrise One Ltd.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島グランドケイマン島 ジョージタウン、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681GT コダン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付 (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681 GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成 18 年 7 月 11 日
代表者氏名	デイビッド・ウェイ・シャン・チェン (David Wai Shun Cheung)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	投資業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 金井暁
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】(9)

経営参加を伴う長期保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	4,136,000		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 4,136,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 4,136,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月2日現在)	S 30,775,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S) x 100)	13.44%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】(11)

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	4,136,000	取得	234 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	967,824
借入金額計 (U) (千円)	—
その他金額計 (V) (千円)	—
上記 (V) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	967,824

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業 種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額 (千円)
	(該当なし)					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所 在 地
	(該当なし)		

POWER OF ATTORNEY

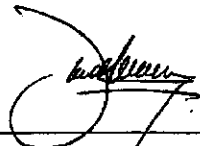
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CLSA Sunrise One Ltd., a company organized and existing under the Companies laws of the Cayman Islands (the "Company"), does hereby appoint Messrs. Takashi Michishita, Kazuyoshi Furusumi and Satoru Kanai, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, severally and not jointly, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

This power of attorney shall be valid for one month from the date hereof.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 2nd day of August, 2006.

CLSA Sunrise One Ltd.

By: _____



Name: David Wai Shun Cheung

Title: Director

(訳文)

委任状

ケイマン諸島の会社法に基づき設立され存続する会社であるシーエルエスエー・サンライズ・ワン・リミテッド（以下「当社」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士道下崇氏、同古角和義氏及び同金井暁氏を、当社の真正かつ正当な代理人としてそれぞれ、共同代理人としてではなく任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し当社を代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

本委任状は本書の日付より1箇月間有効とする。

上記の証として、2006年8月2日、当社はその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

シーエルエスエー・サンライズ・ワン・リミテッド

(署名)

役職：ディレクター

氏名：デイビッド・ウェイ・シャン・チェン

上記正訳いたしました。

弁護士 道下 崇

